土地取引はこの価格を基準にしましょう 凡例 ●地価公示 (個々の土地の適正価格は、それぞれの土地の状況によって異なります) 伊 ▲北海道地価調査 お問い合わせ先:伊達市建設部都市住宅課 TeL0142-82-3294 達 市 :市街化区域境界線 地 価 格 义 ●地価公示価格表(国) 令和6年1月1日現在 利用 用途 公示価格(円/㎡) 所在・番地 状況 地域 R 5 1 山下町147-157外 315 住宅 1住居 20,800 20,400 19,800 2 元町71-10 270 31,700 31,700 31,700 住宅 1中高 3 竹原町48-10 281 住宅 1低層 30,000 30,000 30,000 4 舟岡町187-34 179 住宅 1中高 25,700 25,700 25,700 5 長和町494-3 240 住宅 1中高 10,600 10,100 9,650 6 向有珠町204-12 4,700 4,500 162 住宅 1住居 末永町12-74 388 29,400 29,400 29,400 住宅 1中高 8 西浜町82-57 228 住宅 7,600 7,300 1中高 7,900 9 旭町63-27 325 住宅 1中高 24,200 24,200 24,200 10 有珠町189-2 327 住宅 調区 2,900 2,800 2,700 11 弄月町201-15 329 6,250 6,150 住宅 調区 6,050 12 東関内町159-2 1,602 調区 1,250 1,200 1,150 住宅 13 網代町21-1外 224 商業 31,000 30,100 29,500 ▲地価調査価格表(北海道) 令和5年7月1日現在 利用 用途 標準価格(円/㎡) 番号 所在・番地 (m^2) 状況 地域 R 4 R 3 ① 弄月町230-15 312 住宅 1低層 20,900 20,800 20,700 ② 大滝区北湯沢温泉町46-2 336 住宅 4,300 4,200 4,050 都計外 ③ 梅本町16-26 396 34,000 34,000 34,000 住宅 1中高 大滝区 錦町100-102 237 24,000 23,500 店·住 23,200

土地取引の事前届出・申出

(公有地拡大の推進に関する法律)

公有地拡大の推進に関する法律(公拡法)では地方 公共団体等がに買い取り協議の機会を得られるよう、 土地所有者が一定規模以上の土地を有償で譲り渡そ うとするとき、契約を結ぶ前にその内容を市に届け出 る「土地有償譲渡届出書」制度(公拡法4条)と地方公 共団体に買い取りしてほしいときの「土地買取希望届 出」制度(公拡法5条)を定めています。

◎土地有償譲渡届出書制度(公拡法4条)届出義務者:土地所有者

対象:

- ·市街化区域内で5,000m以上の土地
- ・都市計画道路等の都市計画施設の区域に一部または全部がかかる200㎡以上の土地
- ・都市計画区域内の道路法の道路区域等に一部または全部がかかる200㎡以上の土地

届出期限:契約予定日の3週間以上前

届出後の制限:

- ・届出した日から3週間を経過するまで
- 買い取りを希望しない通知があったときまで
- ・買い取りを希望する通知があったときはその日 から3週間を経過するまで
- 買い取りの協議が成立しないことが明らかに なったときまで

届け出をしないで土地の取引をしたり、虚偽の届け出などをした場合、譲渡が制限されている期間に地方公共団体など以外に土地を譲り渡した場合は、50万円以下の過料に処せられることがあります。

◎土地買取希望届出制度(公拡法5条)申込対象者:土地所有者

対象:市街化区域内で200㎡以上の土地

申出後の制限:

- ・申出した日から3週間を経過するまで
- 買い取りを希望しない通知があったときまで
- ・買い取りを希望する通知があったときはその日 から3週間を経過するまで
- 買い取りの協議が成立しないことが明らかに なったときまで

届け出をした土地の譲が制限されている期間に地 方公共団体など以外に土地を譲り渡した場合は、 50万円以下の過料に処せられることがあります。

土地の価格調査

土地は他の商品と違って、価格がいくらかとい うことを判断することは非常に困難です。

土地の価格については、国と北海道が、毎年1 回地域の標準的な土地を選定し、調査に基づき売 り手にも買い手にもかたよらない適正な価格を公 表しています。

土地取引の際は、公示価格を基礎とした適正な 価格によることになっていますが、さらに国土利 用計画法による届け出の場合には、公示価格が算 出されなければならないことになっています。

土地取引の事後届出

(国土利用計画法)

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした土地対策の要となる法律です。

土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに 土地の乱開発を防ぐなど適正かつ合理的な土地利用 の確保を図ることを目的とするものです。

一定規模以上の土地取引をした場合、土地利用目 的と取引価格などの届出を義務づけています。

届出者:土地の権利取得者

一定規模:

- ・市街化区域は取引面積が2,000㎡以上
- ・市街化調整区域は取引面積が5,000㎡以上
- ・都市計画区域外は取引面積が10,000㎡以上

※一度の取引面積が小さい場合でも、一体的に土地利用できる隣接したひとまとまりの土地(一団の土地)の権利を計画的に取得する場合は、届出が必要となります。

提出期限:契約締結日から2週間以内

(契約締結日、郵送期間を含む)

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出に協力をお願いします。

届出期限を過ぎたり、虚偽の届出を行った場合、6カ 月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられ ることがあります。

土地取引の事前届出・申出

(公有地拡大の推進に関する法律)

土地取引の事後届出(国土利用計画法) についての詳細はホームページで確認してください。 (ホーム>産業・観光>都市計画

>土地取引に関する届け出)

QRコードはこちら→

